別紙（市立公園の使用等で、使用料等の免除を受ける方へ）

使用等される内容を把握するため、以下への記入及び添付資料の提出をお願いします。

（営利を目的とする場合は原則免除の対象外となります。）

1 使用料等の免除を申請する理由

□高齢者の福祉を増進するために市内又は市外の団体が使用等するとき。

（東久留米市立公園条例施行規則第10条第2項第1号）

□母子家庭等及び寡婦の福祉を増進するために市内又は市外の団体が使用等するとき。

（同規則第10条第2項第2号）

□児童の福祉を増進するために市内又は市外の団体が使用等するとき。（同規則第10条第2項第3号）

□地域活動を行うために市内又は市外の団体が使用等するとき。（同規則第10条第2項第4号）

（会員等の構成：会員数　　名）

□障害者の自立及び社会参加の支援等のために市内又は市外の団体が使用等するとき。

（同規則第10条第2項第5号）

□身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者に同行し介護する者が使用等するとき。（同規則第10条第2項第6号）

□市及び市の公の施設の指定管理者が主催する事業で使用等するとき。（同規則第10条第2項第7号）

□官公署が公益のために使用等するとき。（同規則第10条第2項第8号）

□その他市長が特に必要と認めたとき。（同規則第10条第2項第9号）

（　　）

2 当日の利用者数　　名

3 活動内容がわかる資料を添付してください。（開催要項・パンフレット・チラシ・企画書等）